

市単独事業

令和 8 年度

山崎管内市道草刈業務

設計書

見積設計書

業務番号

宍建工委第081101号

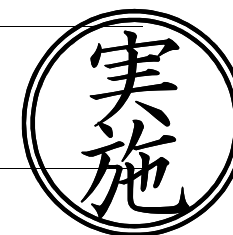
路線名等

市道庄能上牧谷線他

履行場所

宍粟市山崎町横須 地内他

業 種



宍 粟 市



# 総括情報表

単価適用年月日	00-08.05.01(0)		
工種区分(公共) 施工地域区分 前払区分 契約保証費用 週休2日補正	今回 11 道路維持 32 一般交通影響有り(2)-1 02 補正なし 1.00 01 計上する 05 対象外	前回	前回
(Blank)	(Blank)	(Blank)	(Blank)

# 工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費						
道路維持						
除草工						
道路除草工						
除草						
除草 作業形態->肩掛け式 飛び石防護有り	6,400		m2			施工 第0 -0001号内訳表
機械除草(肩掛式)・集草 飛び石防護有り	3,800		m2			施工 第0 -0002号内訳表
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 飛び石防護有り ; L=30.0km以下 運搬機械->ダンプトラック(オンロード・ティール・2t積)	2,000		m2			施工 第0 -0003号内訳表
除草処分						

# 工事費内訳書

頁0-0003/0010

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
処分費 [刈草] ; 投棄量0.6t	1		式			施工 第0 -0004号内訳表
仮設工						
交通管理工						
交通誘導警備員						
交通誘導警備員 B	15		人日			施工 第0 -0005号内訳表
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費率分			式			
純工事費計						

# 工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
現場管理費			式			
工事原価計						
一般管理費等			式			
工事価格計						
消費税相当額			式			
総 計						

# 積算単価算出表

除草

施工 第0 -0001号内訳表

頁0-0005/0010

[規格1] 作業形態->肩掛け式 飛び石防護有り [規格2]

[ 摘要 ]

1 m2 当り

標準単価	代表機材規格	構成比	基準単価	積算規格	単 価	補 正 構成比	備 考
K1	草刈機 カッタ径255mm [肩掛式]			草刈機 [肩掛式] φ 255mm			
K							
R1	特殊作業員			特殊作業員			
R2	普通作業員			普通作業員			
R3	土木一般世話役			土木一般世話役			
R							
Z							
				計			
積算単価 =							
A	作業形態	=1	肩掛け式				
B	飛び石防護の有無	=1	有り				



# 積算単価算出表

機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬

[規格1] 飛び石防護有り

[規格2] 運搬機械->ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積 [摘要]

施工 第0 -0003号内訳表

頁0-0007/0010

1

m2 当り

標準単価		代表機材規格	構成比	基準単価	積算規格	単 価	補 正 構成比	備 考
	K1	ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級(タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む)			ダンプトラック 2t積級[オンロード・ディーゼル] タイヤ損耗費及び補修費(良好)含む			
	K2	草刈機 カッタ径255mm [肩掛式]			草刈機 [肩掛式] φ255mm			
	K							
	R1	普通作業員			普通作業員			
	R2	特殊作業員			特殊作業員			
	R3	運転手(一般)			運転手(一般)			
	R4	土木一般世話役			土木一般世話役			
	R							
	Z1	軽油 パトロール給油			軽油			
	Z							
					計			
	積算単価	=						









令和8年度 山崎管内市道草刈業務 箇所一覧表

No.	路線名等	大字	図面番号	管理番号	実施場所(目標物等)	集草		連搬	計算式	回数	面積(m2)	備考
						あり	なし					
1	千本屋木谷	千本屋他	1	2-7-1	長田産業西側付近(菅野川左岸道路)		○		95.0 × 1.0 = 95.0	1	95.0	
2	千本屋木谷	千本屋他	1	2-7-2	長田産業西側付近(菅野川左岸道路)		○		185.0 × 3.0 = 555.0	1	555.0	
3	千本屋木谷	千本屋他	1	2-7-3	長田産業西側付近(菅野川左岸道路)		○		170.0 × 3.0 = 510.0	1	510.0	
4	千本屋木谷	千本屋他	1	2-7-4	長田産業西側付近(菅野川左岸道路)		○		188.0 × 3.0 = 564.0	1	564.0	
5	千本屋木谷	千本屋他	1	2-7-5	長田産業西側付近(菅野川左岸道路)		○		50.0 × 1.8 = 90.0	1	90.0	
6	千本屋木谷	春安	2	2-7-6	春安橋南側付近		○		88.0 × 3.0 = 264.0	1	264.0	
7	段門前	段・門前	2	2-18-1	中国道24mボックス北方向付近		○		120.0 × 2.5 = 300.0	1	300.0	
8	段門前	段・門前	2	2-18-2	中国道25mボックス北方向付近		○		37.0 × 1.0 = 37.0	1	37.0	
9	段門前	段・門前	2	2-18-3	中国道26mボックス北方向付近		○		44.0 × 0.5 = 22.0	1	22.0	
10	千本屋木谷	春安	3	2-7-7	春安橋北側付近(菅野川左岸道路)		○		152.0 × 2.5 = 380.0	1	380.0	
11	米山加生	木谷他	4	8-4-2	木谷橋北側付近～菅野クリーンセンター付近		○		145.0 × 3.0 = 435.0	1	435.0	
12	米山加生	木谷他	4	8-4-3	木谷橋北側付近～菅野クリーンセンター付近		○		92.0 × 1.0 = 92.0	1	92.0	
13	米山加生	木谷他	4	8-4-4	木谷橋北側付近～菅野クリーンセンター付近		○		176.0 × 1.5 = 264.0	1	264.0	
14	米山加生	木谷他	4	8-4-11	木谷橋北側付近～菅野クリーンセンター付近		○		46.0 × 3.0 = 138.0	1	138.0	
15	米山加生	木谷他	4	8-4-12	木谷橋北側付近～菅野クリーンセンター付近		○		74.0 × 1.0 = 74.0	1	74.0	
16	米山加生	木谷他	5	8-4-5	資材置場付近～高嶋板金南側付近		○		53.0 × 2.5 = 132.5	1	132.5	
17	米山加生	木谷他	5	8-4-6	資材置場付近～高嶋板金南側付近	○			90.0 × 1.0 = 90.0	1	90.0	
18	米山加生	木谷他	5	8-4-7	資材置場付近～高嶋板金南側付近		○		30.0 × 0.5 = 15.0	1	15.0	
19	米山加生	木谷他	5	8-4-8	資材置場付近～高嶋板金南側付近		○		54.0 × 0.5 = 27.0	1	27.0	
20	米山加生	木谷他	5	8-4-9	資材置場付近～高嶋板金南側付近		○		55.0 × 0.5 = 27.5	1	27.5	
21	米山加生	木谷他	5	8-4-10	資材置場付近～高嶋板金南側付近		○		31.0 × 0.5 = 15.5	1	15.5	
22	市場高下	市場	5	8-6-1	米山橋～常蔭橋南側付近		○		60.0 × 1.0 = 60.0	1	60.0	
23	市場高下	市場	5	8-6-2	米山橋～常蔭橋南側付近	○			220.0 × 1.0 = 220.0	1	220.0	
24	市場高下	市場	5	8-6-3	米山橋～常蔭橋南側付近		○		214.0 × 1.0 = 214.0	1	214.0	
25	庄能上牧谷	横須他	6	1-12-1	横須～ライスセンター北側付近	○			190.0 × 0.5 = 95.0	1	95.0	
26	庄能上牧谷	横須他	6	1-12-2	横須～ライスセンター北側付近		○		74.0 × 1.0 = 74.0	1	74.0	
27	庄能上牧谷	横須他	6	1-12-3	横須～ライスセンター北側付近		○		34.0 × 1.0 = 34.0	1	34.0	
28	庄能上牧谷	横須他	6	1-12-4	横須～ライスセンター北側付近		○		52.0 × 1.0 = 52.0	1	52.0	
29	庄能上牧谷	横須他	6	1-12-5	横須～ライスセンター北側付近		○		111.0 × 1.0 = 111.0	1	111.0	
30	庄能上牧谷	横須他	6	1-12-6	横須～ライスセンター北側付近		○		30.0 × 1.0 = 30.0	1	30.0	
31	庄能上牧谷	横須他	6	1-12-7	横須～ライスセンター北側付近		○		160.0 × 1.0 = 160.0	1	160.0	
32	庄能上牧谷	横須他	6	1-12-8	横須～ライスセンター北側付近	○			445.0 × 1.0 = 445.0	1	445.0	
33	庄能上牧谷	宇野他	7	1-12-9	市道庄能上牧谷線(下町～宇野地内付近)	○			33.0 × 1.0 = 33.0	1	33.0	
34	庄能上牧谷	宇野他	7	1-12-10	市道庄能上牧谷線(下町～宇野地内付近)	○			119.0 × 1.0 = 119.0	1	119.0	
35	庄能上牧谷	宇野他	7	1-12-11	市道庄能上牧谷線(下町～宇野地内付近)	○			290.0 × 1.0 = 290.0	1	290.0	
36	庄能上牧谷	宇野他	7	1-12-12	市道庄能上牧谷線(ライスセンター南側付近)		○		93.0 × 1.0 = 93.0	1	93.0	
37	庄能上牧谷	宇野他	7	1-12-13	市道庄能上牧谷線(ライスセンター南側付近)		○		67.0 × 0.5 = 33.5	1	33.5	
38	庄能上牧谷	宇野他	7	1-12-16	市道庄能上牧谷線(ライスセンター北側付近)	○			34.0 × 0.3 = 10.2	1	10.2	
39	庄能上牧谷	下牧谷	8	1-12-17	市道庄能上牧谷線(下牧谷地内付近)	○			88.0 × 1.0 = 88.0	1	88.0	
40	庄能上牧谷	下牧谷	8	1-12-18	市道庄能上牧谷線(下牧谷地内付近)	○			126.0 × 1.0 = 126.0	1	126.0	
41	久住上牧谷	東下野	9	6-10-1	市道久住上牧谷線(ありがとう付近～北方向)	○			74.0 × 2.5 = 185.0	1	185.0	
42	久住上牧谷	東下野	9	6-10-2	市道久住上牧谷線(久保田橋付近～北方向)	○			250.0 × 1.0 = 250.0	1	250.0	
43	久住上牧谷	東下野	9	6-10-3	市道久住上牧谷線(久保田橋付近～北方向)	○			155.0 × 1.0 = 155.0	1	155.0	
44	杉ヶ瀬母栖	杉ヶ瀬	10	5-8-1	市道杉ヶ瀬母栖線(二車線部分)	○			83.0 × 1.5 = 124.5	1	124.5	
45	杉ヶ瀬母栖	杉ヶ瀬	10	5-8-2	市道杉ヶ瀬母栖線(二車線部分)	○			143.0 × 1.5 = 214.5	1	214.5	
46	杉ヶ瀬母栖	杉ヶ瀬	10	5-8-3	市道杉ヶ瀬母栖線(二車線部分)	○			38.0 × 0.5 = 19.0	1	19.0	
47	杉ヶ瀬母栖	杉ヶ瀬	10	5-8-4	市道杉ヶ瀬母栖線(二車線部分)	○			317.0 × 1.5 = 475.5	1	475.5	

	路線名等	大字	図面 番号	管理番号	実施場所(目標物等)	集草		運搬	計算式	回数	面積(m2)	備考
						あり	なし					
48	杉ヶ瀬母栖	杉ヶ瀬	10	5 - 8 - 5	市道杉ヶ瀬母栖線(二車線部分)		○		176.0 × 1.0 = 176.0	1	176.0	
49	杉ヶ瀬母栖	杉ヶ瀬	10	5 - 8 - 6	市道杉ヶ瀬母栖線(二車線部分)		○		139.0 × 1.0 = 139.0	1	139.0	
50	杉ヶ瀬母栖	杉ヶ瀬	10	5 - 8 - 7	市道杉ヶ瀬母栖線(二車線部分)		○		21.0 × 1.5 = 31.5	1	31.5	
51	川戸須賀沢	川戸	11	3 - 375 - 1	市道川戸須賀沢線(須賀沢側)	○			294.0 × 1.0 = 294.0	1	294.0	
52	川戸須賀沢	川戸	11	3 - 375 - 2	市道川戸須賀沢線	○			280.0 × 1.0 = 280.0	1	280.0	
53	川戸須賀沢	川戸	11	3 - 375 - 3	市道川戸須賀沢線		○		94.0 × 1.0 = 94.0	1	94.0	
54	川戸須賀沢	川戸	11	3 - 375 - 4	市道川戸須賀沢線	○			77.0 × 1.0 = 77.0	1	77.0	
55	川戸須賀沢	川戸	11	3 - 375 - 5	市道川戸須賀沢線	○			449.0 × 1.0 = 449.0	1	449.0	
56	川戸須賀沢	川戸	11	3 - 375 - 6	市道川戸須賀沢線		○		80.0 × 1.0 = 80.0	1	80.0	
57	川戸須賀沢	川戸	11	3 - 375 - 7	市道川戸須賀沢線		○		385.0 × 1.0 = 385.0	1	385.0	
58	川戸須賀沢	川戸	11	3 - 375 - 8	市道川戸須賀沢線		○		86.0 × 1.0 = 86.0	1	86.0	
59	川戸須賀沢	川戸	11	3 - 375 - 9	市道川戸須賀沢線		○		217.0 × 1.0 = 217.0	1	217.0	
60	川戸須賀沢	川戸	11	3 - 375 - 22	市道川戸須賀沢線		○		53.0 × 1.0 = 53.0	1	53.0	
61	川戸須賀沢	川戸	11	3 - 375 - 23	市道川戸須賀沢線		○		40.0 × 0.3 = 12.0	1	12.0	
62	川戸須賀沢	川戸	11	3 - 375 - 24	市道川戸須賀沢線		○		28.0 × 1.0 = 28.0	1	28.0	
63	川戸須賀沢	川戸	11	3 - 375 - 25	市道川戸須賀沢線		○		30.0 × 0.3 = 9.0	1	9.0	
64	川戸須賀沢	川戸	11	3 - 375 - 26	市道川戸須賀沢線		○		100.0 × 0.3 = 30.0	1	30.0	
65	川戸須賀沢	川戸	11	3 - 375 - 27	市道川戸須賀沢線		○		50.0 × 1.0 = 50.0	1	50.0	
66	川戸須賀沢	川戸	12	3 - 375 - 10	市道川戸須賀沢線		○		136.0 × 1.0 = 136.0	1	136.0	
67	川戸須賀沢	川戸	12	3 - 375 - 11	市道川戸須賀沢線		○		167.0 × 1.0 = 167.0	1	167.0	
68	川戸須賀沢	川戸	12	3 - 375 - 12	市道川戸須賀沢線		○		89.0 × 1.0 = 89.0	1	89.0	
69	川戸須賀沢	川戸	12	3 - 375 - 13	市道川戸須賀沢線		○		390.0 × 1.0 = 390.0	1	390.0	
70	川戸須賀沢	川戸	12	3 - 375 - 14	市道川戸須賀沢線	○			597.0 × 1.0 = 597.0	1	597.0	
71	川戸須賀沢	川戸	12	3 - 375 - 15	市道川戸須賀沢線		○		70.0 × 1.0 = 70.0	1	70.0	
72	川戸須賀沢	川戸	12	3 - 375 - 16	市道川戸須賀沢線		○		208.0 × 1.0 = 208.0	1	208.0	
73	川戸須賀沢	川戸	12	3 - 375 - 17	市道川戸須賀沢線	○			99.0 × 1.0 = 99.0	1	99.0	
74	川戸須賀沢	川戸	12	3 - 375 - 18	市道川戸須賀沢線	○			108.0 × 1.0 = 108.0	1	108.0	
75	川戸須賀沢	川戸	12	3 - 375 - 19	市道川戸須賀沢線		○		106.0 × 1.0 = 106.0	1	106.0	
76	川戸須賀沢	川戸	12	3 - 375 - 20	市道川戸須賀沢線		○		65.0 × 1.0 = 65.0	1	65.0	
77	川戸須賀沢	川戸	12	3 - 375 - 21	市道川戸須賀沢線		○		26.0 × 0.3 = 7.8	1	7.8	
									集草なし		6,470.3	
									集草あり		3,895.7	
									運搬あり		2,006.0	
									合 計		12,372.0	
									処分量		0.6t	R7実績による

# 特記仕様書

業務名 山崎管内市道草刈業務  
履行場所 宍粟市山崎町横須 地内他  
履行期限 令和8年8月21日限り

## 第1条 適用

1. 本業務の履行にあたっては設計図書によるほか、以下の図書及び本特記仕様書によるものとする。  
土木工事共通仕様書[平成 29 年 12 月]（兵庫県土木部）（一部改訂）  
土木請負工事必携[平成 29 年 12 月]（兵庫県土木部）（一部改訂）  
土木工事施工管理基準[平成 29 年 12 月]（兵庫県土木部）（一部改訂）

## 第2条 一般事項

1. 受注者は履行に先立ち、事前に設計図書の照査を行うものとし、現地との整合性を確認し、疑義が生じた場合は、確認できる資料を書面により提出し、監督員と協議の上処理するものとする。

## 第3条 地元への対応

1. 受注者は本業務を履行するにあたり、必要に応じて自治会等の関係者に挨拶(報告)すること。
2. (業務用地区域外への対応)  
履行箇所、資材置き場、資材運搬路等に隣接する土地所有者とトラブルのないよう現地立会い、十分協議すること。

## 第4条 交通安全管理

1. (安全施設類)  
標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合わせを行い実施するものとする。なお、打合わせの結果又は条件変更等に伴い、道路工事保安施設設置基準(案)(土木請負工事必携 11)以上の保安施設類が必要な場合、監督員と協議するものとし設計変更の対象とする。
2. (交通誘導警備員の有資格)
  - ①本業務に配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年 11 月 18 日 国家公安委員会規則第 20 号)等に基づき、交通誘導警備検定合格者(1 級又は 2 級)を規制箇所毎に 1 名以上配置することとする。
  - ②受注者は、配置した交通誘導警備検定合格者の検定合格証(写し)を監督員に提出するものとする。
3. (交通誘導警備員の配置)  
交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合わせ結果または、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督員と協議するものとして設計変更の対象とする。

配置業種	交通誘導員	編成	昼夜間別	交替要員の有無
除草	2 名/日	交通誘導員B 2名	昼間	無
集草・積込	1 名/日	交通誘導員B 1名	昼間	無

なお、交通誘導員A、Bの定義は次のとおり。

交通誘導員A：警備業者の警備員(警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員

交通誘導員B：警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの

## 第5条 履行管理

1. 完成書類は、出来形展開図及び総括表等とする。
2. 出来形展開図は延長等を記入すること。(同一箇所では、必ず出来形数量と写真が整合すること)

## 第6条 写真管理

1. 写真管理については、土木工事施工管理基準の写真管理基準により撮影、整理すること。  
黒板・スタッフ・ポール等をあて業種、測点ごとに明確に撮影し、分り易く整理して提出すること。
2. 写真はカラーL版とし、履行前及び完成写真等はそれぞれ対比して撮影すること。  
なお、完成写真には測点及び起終点方向を明示すること。

## 第7条 一般施工

1. 草刈場所は設計図書のとおりであるが、特に次の事項については環境美化の観点より、業務を実施すること。
  - 1) ガードレールや構造物と近接する箇所においても、手刈り等により刈り残しがないように業務実施すること。
  - 2) 空瓶、空缶、木片等についても撤去・処分すること。
  - 3) 危険と思われる箇所の作業については、監督員と協議すること。
2. 草刈業務にあたって、刈り込み高さは、概ね3cm以下とする。
3. 業務については、監督員の指示により速やかに着手、完了を図ること。完了した区間は完了後速やかに監督員より検認を受けること。また、監督員及び地元からの連絡により、緊急作業を指示することがあるため、迅速に対応できる体制を準備しておくこと。
4. 草刈業務の実施にあたっては、その日に全ての業務が完了できる区間を決めて作業すること。なお、側溝内、路側等の清掃も含めて、必ずその日のうちに完了すること。また、集草については、地元住民に迷惑のかからないよう集積すること。
5. 雑木の伐採を要する場合は、切株の高さ5cm以下とする。
6. 現地作業の指示、施行状況及び仕上がり等確認、手直し指示を監督員が行う場合があるので、その指示に従うこと。
7. **積込運搬計画箇所にて発生した刈草の処分先は、以下を積算条件として設定している。**

廃棄物の種類	施設の名称	運搬距離	所在地	受入等諸条件	その他
刈草	(株)フジケン	28.6 km	兵庫県神崎郡市川町下瀬加	兵庫県土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設の受入条件を遵守すること	監督員の指示による

上表については、積算参考条件を明示しているものであり受入施設を指定するものではない。受注者は、「宍粟市一般廃棄物処理実施計画」に記載のあるいずれかの施設にて適正に処分し、監督員へ処分伝票を提出すること。なお、受注者が選定した施設が、積算条件と異なる場合においても設計変更は行わない。ただし、上表の施設が業務発注後に県登録施設から登録抹消されるなど、受入困難となった場合は、設計変更を行う。

## 第8条 標示板等

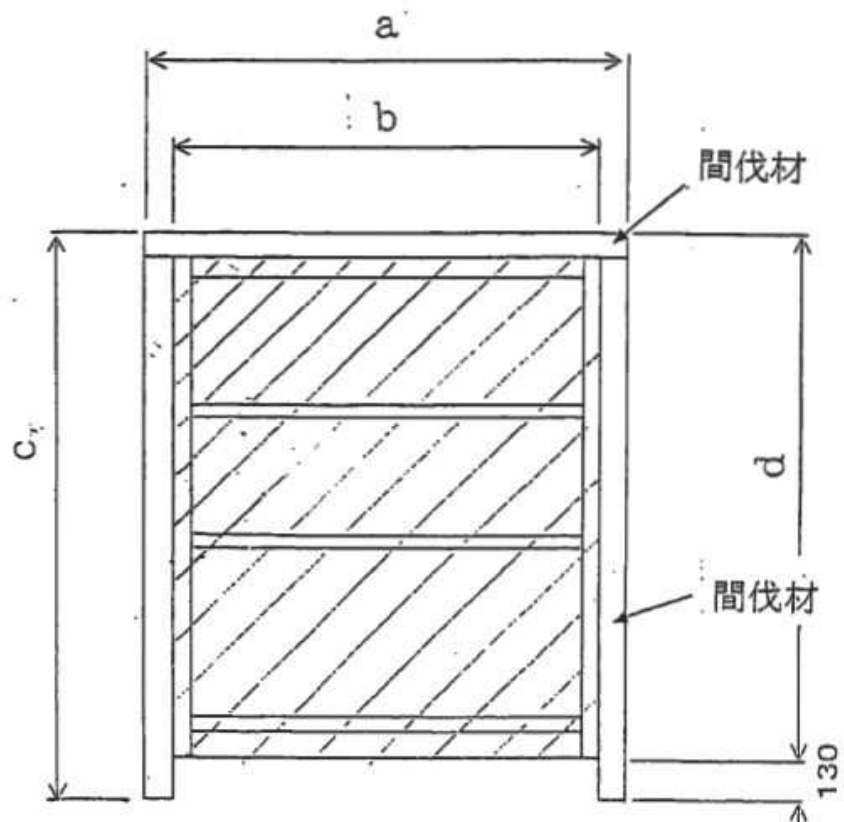
1. 受注者は、看板に宍粟産間伐材を使用すること。また、宍粟市のマスコットキャラクター「しーたん」を看板に表示し、現場に設置すること。(別紙-1)
2. その他の標示板〔お願い看板、まわり道、誘導標示板等〕にあっても積極的に宍粟産間伐材を使用すること。

## 第9条 その他履行関係

1. 作業時、安全施設を設置し安全には十分注意すること。通行者、車両等および沿道関係者とのトラブルについては、受注者の責任のもと、誠意をもって対応すること。
2. 急遽、指示をする箇所においても、迅速に対応すること。
3. 積込運搬車両の過積載は行わないこと。受注者として、下請業者等への指導も含めて確実な管理を行うこと。

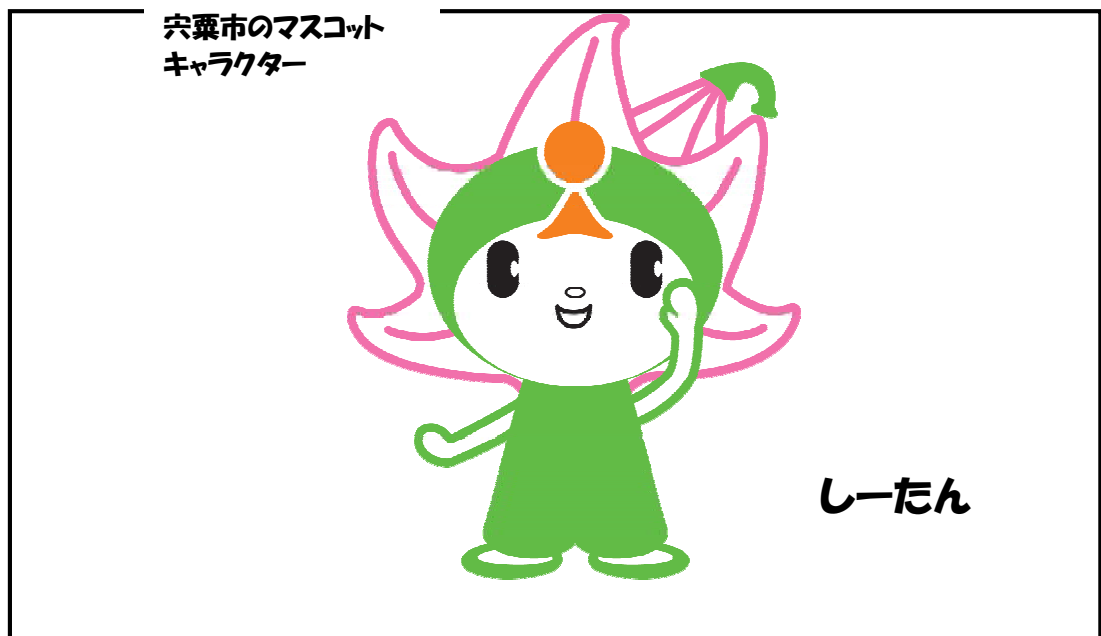
4. 草刈延長、面積等設計数量については、現地作業中、指示内容と差異が生じた場合は監督員と協議のうえ、承諾を得るものとする。
5. 監督員と協議・打合せした内容については、書類にて監督員に提出するものとする。
6. 作業時期について、監督員に作業計画を報告し承認を得たうえで作業を実施すること。  
また、作業の期間は令和 8 年 7 月中旬～8 月 12 日までを想定しており、特段の事情がない限りこの期間内に作業を実施・完了させること。
7. 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。

# 工事看板 参考図



※間伐材 (杉・檜・松)

(例)



※図柄と文字のバランスは、上図を参考とする。  
※下地は、白色とする。

位置図

山崎管内

